

第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針

南風原町役場 民生部 こども課

平成30年5月

第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針

(平成30年5月11日 町長決裁)

1. 計画策定の趣旨

現在の福祉的な課題は多様化・重層化する傾向にあります。核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力が弱まっているのが現状です。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い人と人の繋がりが希薄化し、地域の相互扶助機能も低下してきています。このような背景の中、全ての課題に対して行政や町社会福祉協議会を中心とした福祉の枠組みでは課題を解決するのが困難となっています。そこで南風原町では、このような社会の変化に対応していけるよう、高齢者や障がい者など特定の人を福祉の対象として捉えるのではなく、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉社会を将来にわたって構築していくために、町の「地域福祉計画」と町社協の「地域福祉活動計画」を一つにした「第一次南風原町地域福祉推進計画」を平成26年3月に策定しました。

同計画は平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間としているため、平成30年度において見直しを行い「第二次南風原町地域福祉推進計画」を策定します。

2. 法的根拠

(1) 市町村地域福祉計画【社会福祉法第107条】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五. 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉の推進【社会福祉法第4条】

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3. 計画の位置づけ

「第二次南風原町地域福祉推進計画」は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想および基本計画に即した地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。

また、高齢者や障がい者、子育て支援や健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、福祉の総合化を目指す計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。

4. 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間の計画とします。

5. 計画策定の体制

(1) 諮問機関

① 南風原町地域福祉計画策定委員会

町の諮問機関として、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、公募による町民等で組織し、地域福祉推進計画について調査審議を行ないます。

(2) 住民会議

南風原町まちづくり基本条例第24条の規定により、公募等による町民、町職員及び町社会福祉協議会職員など20名程度で構成し、「第二次南風原町地域福祉推進計画」策定に関して、町民の視点による福祉課題などの解決方法等の検討を行い、その意見を南風原町地域福祉計画策定作業部会で取りまとめます。会議の運営に関しては「南風原町まちづくり住民会議設置要項」を準用し、所管は民生部こども課とします。

(3) 庁内体制

① 南風原町地域福祉計画策定検討委員会

委員長に民生部こども課長、民生部各課長、総務部は総務課長、企画財政課長、教育部は学校教育課長、経済建設部はまちづくり振興課長、南風原町社会福祉協議会は事務局長で組織し、南風原町地域福祉計画策定作業部会から上がってきた「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」等を審議・決定します。

② 南風原町地域福祉計画策定作業部会

委員長に民生部こども課長、南風原町地域福祉計画策定検討委員会の所管課の担当班長及び教育委員会の指導主事、南風原町社会福祉協議会は担当係長で組織し、「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」等の作成を行ないます。

6. 策定の手法

「第二次南風原町地域福祉推進計画」に関し、幅広く町民の意見及び職員の提案を反映させるため、南風原町まちづくり基本条例第21条及び第24条の規定により、以下のような手法により計画策定への町民参画及び職員参画に努めます。

(1) 町民アンケート調査／町内在住の20歳～89歳の男女を対象に、3100件を配布し調査を行います。

(2) パブリックコメント／「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」が整った時点で、町ホームページに公開し、一定期間を設けて町民意見を聞く機会を設けます。

(3) 第一次南風原町地域福祉推進計画評価委員会／毎年開催している評価委員会からも意見を求めます。

(4) その他／町のホームページにおいて策定経過等を公開し、町民等からの意見を求める機会を作ります。